

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十四日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇五〇

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の項中「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞）」の次に「、新座」を加える。

附 則

この規則は、令和三年九月十六日から施行する。